

鹿 児 島 県 公 報

令和 6 年 8 月 30 日（金）第 545 号の 2



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

告 示

○森林病虫害等防除法の規定に基づく駆除命令	（森づくり推進課取扱い）	1
○森林病虫害等防除法の規定に基づく特別伐倒駆除命令	（森づくり推進課取扱い）	3
○基本測量の実施	（監理課取扱い）	4
○公共測量の実施	（監理課取扱い）	4
○急傾斜地崩壊危険区域の指定	（砂防課取扱い）	5
○土砂災害警戒区域の指定の解除（2件）	（砂防課取扱い）	5
○土砂災害特別警戒区域の指定の解除（2件）	（砂防課取扱い）	5
○土砂災害警戒区域の指定（3件）	（砂防課取扱い）	6
○土砂災害特別警戒区域の指定（3件）	（砂防課取扱い）	6
○都市計画下水道事業の事業計画の変更認可	（都市計画課取扱い）	8
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定	（鹿児島地域振興局取扱い）	9
○児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定	（北薩地域振興局取扱い）	9
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業の廃止	（大島支庁取扱い）	9
監 査 委 員 公 表		
○監査結果の報告に係る措置の公表	（監査委員事務局取扱い）	10

告 示

鹿 児 島 県 告 示 第 631 号

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第5条第1項の規定により、次のとおり森林病虫害等の駆除命令をする予定である。

令和 6 年 8 月 30 日

鹿 児 島 県 知 事 塩 田 康 一

1 区域及び期間

(1) 区域

鹿児島市，鹿屋市，日置市，霧島市，いちき串木野市，南さつま市，始良市，南種子町，徳之島町，天城町及び伊仙町の区域内に存する松林のうち次の区域（「次」は，省略し，その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課並びに関係市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

(2) 期間

令和 6 年 9 月 19 日から令和 7 年 3 月 21 日まで

2 森林病虫害等の種類

松くい虫

3 行うべき措置の内容

(1) 松くい虫の付着している樹木を所有し，又は管理する者は，当該樹木を伐倒して薬剤を散布するか，又は当該樹木を伐倒してはく皮し，並びに松くい虫並びにその付着している

枝条及び樹皮を焼却すること。

- (2) 松の伐採跡地であって、松くい虫の付着し、又は付着するおそれがある根株の存するものを所有し、又は管理する者は、当該伐採跡地に存する当該根株並びに松くい虫並びにその付着している枝条及び樹皮に薬剤を散布するか、又は当該根株をはく皮し、並びに松くい虫並びにその付着している枝条及び樹皮を焼却すること。
- (3) 松くい虫の付着し、又は付着するおそれがある伐採木等（伐採された樹木その他土地から分離した樹木の幹及び枝条（用材及び薪炭材であるものを含む。）並びにこれらの包装をいう。以下同じ。）を所有し、又は管理する者は、当該伐採木等に薬剤を散布するか、又は当該伐採木等をはく皮し、並びに松くい虫が付着している場合には当該松くい虫並びにその付着している枝条、樹皮及び包装を焼却すること。

4 命令しようとする理由

1の(1)の区域において松くい虫の被害が発生しており、3に掲げる措置を行わなければ松くい虫の被害が異常にまん延し、同区域及びその周辺の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため

5 その他

- (1) 3に掲げる措置については、森林害虫防除員の指示に従って行うこと。
- (2) 3に掲げる措置を行った者は、令和7年3月21日（金）までに、森林病虫害等駆除実施届出書（別記様式）を、知事に提出しなければならない。
- (3) 知事は、森林病虫害等駆除実施届出書の提出があったときは、当該届出者が3に掲げる措置を行ったかどうかを確認して損失補償金の額を決定し、損失補償金を交付する。
- (4) 知事は、3に掲げる措置を行うべき樹木を所有し、又は管理する者が1の(2)の期間内に3に掲げる措置を行わないとき、行っても十分でないとき、又は行う見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を行うことがある。
- (5) 知事は、(4)に掲げる措置を行った場合において、その費用の額が3に掲げる措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合にその者が受けることとなるべき補償金の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することができる。
- (6) 1の(1)の区域内において森林、樹木、指定種苗又は伐採木等を所有し、又は管理する者は、この告示の日から2週間以内に、理由を記載した書面をもって知事に不服を申し出ることができる。

(別記様式)

年 月 日

鹿児島県知事 殿

届出人 住所
氏名

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

森林病虫害等駆除実施届出書

森林病虫害等防除法施行細則第 1 条の規定により、次のとおり届け出ます。

命ぜられた措置の内容	森林（伐採跡地を含む。）の面積	樹木若しくは伐採木等の本数又は伐採跡地の根株数	樹木又は伐採木等の材積		
	ヘクタール	本又は株	立方メートル		
実施地区又は場所	実施期間	実施に要した費用			
		種別	数量	単価	金額
	年 月 日から 年 月 日まで	人 夫	人	円	円
		薬 剤	リットル	円	円
		その他			円
		計			円

鹿児島県告示第 632 号

森林病虫害等防除法（昭和 25 年法律第 53 号）第 5 条第 2 項の規定により、次のとおり特別伐倒駆除命令をする予定である。

令和 6 年 8 月 30 日

鹿児島県知事 塩田康一

1 区域及び期間

(1) 区域

阿久根市、指宿市、西之表市、薩摩川内市、霧島市、志布志市、南九州市、大崎町、東串良町、錦江町及び屋久島町の区域内に存する松林のうち次の区域（「次」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課並びに関係市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

(2) 期間

令和 6 年 9 月 19 日から令和 7 年 3 月 21 日まで

2 行うべき措置の内容

松くい虫の付着している松の樹木の存する松林を所有し、又は管理する者は、当該松の樹木を伐倒して破砕するか、又は当該松の樹木を伐倒して焼却（炭化を含む。）すること。

3 命令しようとする理由

1 の(1)の区域において松くい虫の被害が発生しており、2 に掲げる措置を行わなければ松くい虫の被害が異常にまん延し、同区域及びその周辺の高度公益機能森林及び被害拡大防止森林に重大な損害を与えるおそれがあるため

4 その他

- (1) 2 に掲げる措置については、森林害虫防除員の指示に従って行うこと。
- (2) 2 に掲げる措置について破砕を行う場合は、破砕後の木片の厚さが 6 ミリメートル（木材チップャーにより破砕する場合にあつては、15 ミリメートル）以下となるように破砕を行うこと。
- (3) 2 に掲げる措置を行った者は、令和 7 年 3 月 21 日（金）までに、森林病虫害等駆除実施届出書（別記様式）を、知事に提出しなければならない。
- (4) 知事は、森林病虫害等駆除実施届出書の提出があつたときは、当該届出者が 2 に掲げる

措置を行ったかどうかを確認して損失補償金の額を決定し、損失補償金を交付する。

- (5) 知事は、2に掲げる措置を行うべき松林を所有し、又は管理する者が、1の(2)の期間内に2に掲げる措置を行わないとき、行っても十分でないとき、又は行う見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を行うことがある。
- (6) 知事は、(5)に掲げる措置を行った場合において、その費用の額が2に掲げる措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合にその者が受けることとなるべき補償金の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することがある。
- (7) 1の(1)の区域内において松林を所有し、又は管理する者は、この告示の日から2週間以内に、理由を記載した書面をもって知事に不服を申し出ることができる。

(別記様式)

年 月 日

鹿児島県知事 殿

届出人 住所
氏名

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

森林病虫害等駆除実施届出書

森林病虫害等防除法施行細則第1条の規定により、次のとおり届け出ます。

命ぜられた措置の内容	森林（伐採跡地を含む。）の面積	樹木若しくは伐採木等の本数又は伐採跡地の根株数		樹木又は伐採木等の材積	
		ヘクタール		本又は株	
		実施に要した費用			
実施地区又は場所	実施期間 年 月 日から 年 月 日まで	種別	数量	単価	金額
		人夫	人	円	円
		薬剤	リットル	円	円
		その他			円
		計			円

鹿児島県告示第633号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

令和6年8月30日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 作業の種類 基本測量（成果不整合地域における基準点改測）
- 2 作業の期間 令和6年10月10日から令和7年1月31日まで
- 3 作業の地域 南大隅町及び肝付町

鹿児島県告示第634号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、大隅地域振興局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和6年8月30日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 作業の種類 公共測量（路線測量）
- 2 作業の期間 令和6年7月2日から同年12月13日まで
- 3 作業の地域 曾於市大隅町月野地内

鹿児島県告示第635号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

その関係図面は、鹿児島県土木部砂防課及び始良・伊佐地域振興局建設部建設総務課に備え置いて縦覧に供する。

令和 6 年 8 月 30 日

鹿児島県知事 塩田康一

区域の名称	区	域
田代地区	次に掲げる標柱の1号から22号までを順次直線で結んだ線及び同標柱の1号と22号を直線で結んだ線により囲まれた土地の区域	
	標柱	標柱の所在地
	1号	霧島市牧園町下中津川字犬飼迫93番
	2号 3号 4号	霧島市牧園町下中津川字犬飼迫88番4
	5号 8号 9号 10号	霧島市牧園町下中津川字犬飼迫83番4
	6号 7号	霧島市牧園町下中津川字犬飼迫86番1
	11号 12号	霧島市牧園町下中津川字犬飼迫83番1
	13号	霧島市牧園町下中津川字犬飼迫83番5
	14号 15号 16号 17号	霧島市牧園町下中津川字犬飼迫83番11
	18号	霧島市牧園町下中津川字瀧ノ上79番8
	19号	霧島市牧園町下中津川字瀧ノ上79番2
	20号	霧島市牧園町下中津川字犬飼迫97番1
	21号 22号	霧島市牧園町下中津川字犬飼迫96番2

鹿児島県告示第636号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により指定した次の土砂災害警戒区域の指定を解除する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

令和 6 年 8 月 30 日

鹿児島県知事 塩田康一

土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	市町村名	土砂災害警戒区域の名称
急傾斜地の崩壊	鹿児島市	急・西陵三丁目1，急・田上台三丁目1及び急・田上三丁目2

（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県土木部砂防課及び鹿児島地域振興局建設部河川港湾課に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第637号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、次の土砂災害特別警戒区域の全部の指定を解除する。

なお、土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。

令和 6 年 8 月 30 日

鹿児島県知事 塩田康一

土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	市町村名	土砂災害特別警戒区域の名称
急傾斜地の崩壊	鹿児島市	急・西陵三丁目1，急・田上台三丁目1及び急・田上三丁目2

（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県土木部砂防課及び鹿児島地域振興局建設部河

川港湾課に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第638号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

令和 6 年 8 月 30 日

鹿児島県知事 塩田康一

土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	市町村名	土 砂 災 害 警 戒 区 域 の 名 称
急傾斜地の崩壊	鹿児島市	急・西陵三丁目1，急・田上台三丁目1及び急・田上三丁目2

（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県土木部砂防課及び鹿児島地域振興局建設部河川港湾課に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第639号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。

令和 6 年 8 月 30 日

鹿児島県知事 塩田康一

土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	市町村名	土 砂 災 害 特 別 警 戒 区 域 の 名 称
急傾斜地の崩壊	鹿児島市	急・西陵三丁目1，急・田上台三丁目1及び急・田上三丁目2

（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県土木部砂防課及び鹿児島地域振興局建設部河川港湾課に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第640号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により指定した次の土砂災害警戒区域の指定を解除する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

令和 6 年 8 月 30 日

鹿児島県知事 塩田康一

土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	市町村名	土 砂 災 害 警 戒 区 域 の 名 称
急傾斜地の崩壊	南さつま市	急・二重1，急・五郎ヶ堀宇都1，急・黒瀬33，急・屋敷1，急・吉原1及び急・大庭1

（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県土木部砂防課及び南薩地域振興局建設部河川港湾課に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第641号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、次の土砂災害特別警戒区域の全部の指定を解除する。

なお、土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。

令和 6 年 8 月 30 日

鹿児島県知事 塩田康一

土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	市町村名	土 砂 災 害 特 別 警 戒 区 域 の 名 称
急傾斜地の崩壊	南さつま市	急・二重 1, 急・五郎ヶ堀宇都 1, 急・黒瀬 33, 急・屋敷 1, 急・吉原 1 及び急・大庭 1

（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県土木部砂防課及び南薩地域振興局建設部河川港湾課に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第 642 号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 7 条第 1 項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

令和 6 年 8 月 30 日

鹿児島県知事 塩田康一

土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	市町村名	土 砂 災 害 警 戒 区 域 の 名 称
急傾斜地の崩壊	南さつま市	急・二重 1, 急・五郎ヶ堀宇都 1, 急・黒瀬 33, 急・屋敷 1, 急・吉原 1 及び急・大庭 1

（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県土木部砂防課及び南薩地域振興局建設部河川港湾課に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第 643 号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 9 条第 1 項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。

令和 6 年 8 月 30 日

鹿児島県知事 塩田康一

土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	市町村名	土 砂 災 害 特 別 警 戒 区 域 の 名 称
急傾斜地の崩壊	南さつま市	急・二重 1, 急・五郎ヶ堀宇都 1, 急・黒瀬 33, 急・屋敷 1, 急・吉原 1 及び急・大庭 1

（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県土木部砂防課及び南薩地域振興局建設部河川港湾課に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第 644 号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 7 条第 1 項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

令和 6 年 8 月 30 日

鹿児島県知事 塩田康一

土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	市町村名	土 砂 災 害 警 戒 区 域 の 名 称
急傾斜地の崩壊	長島町	急・大丸 1, 急・大丸 2, 急・大丸 3, 急・大丸 4, 急・先原 1, 急・苜ノ平 1, 急・焼崎 1, 急・塩屋 1, 急・塩

		屋2, 急・山頭1, 急・田頭平1, 急・渡り1, 急・包丁1, 急・包丁2, 急・松ヶ平1, 急・松ヶ平2, 急・植松1, 急・下野中1, 急・菅牟田1, 急・下野中2, 急・諏訪下り1, 急・下野中3, 急・下野中4, 急・犬山寺1, 急・下野中5, 急・陣ノ内1, 急・下野中6, 急・牛川1, 急・牛川2, 急・本落1, 急・本落2, 急・馬場ノ下2, 急・馬場ノ下3, 急・本落3, 急・拂川内4, 急・拂川内5, 急・宮ノ浦2, 急・田頭1及び急・宮ノ浦3
土石流	長島町	土・飲鳥1, 土・苜ノ平1, 土・タキ下1, 土・平2及び土・平山平1

（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県土木部砂防課及び北薩地域振興局建設部土木建築課出水市駐在機関に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第645号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。

令和6年8月30日

鹿児島県知事 塩田康一

土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	市町村名	土砂災害特別警戒区域の名称
急傾斜地の崩壊	長島町	急・大丸1, 急・大丸2, 急・大丸3, 急・大丸4, 急・先原1, 急・苜ノ平1, 急・焼崎1, 急・塩屋1, 急・塩屋2, 急・山頭1, 急・田頭平1, 急・渡り1, 急・包丁1, 急・包丁2, 急・松ヶ平1, 急・松ヶ平2, 急・植松1, 急・下野中1, 急・菅牟田1, 急・下野中2, 急・諏訪下り1, 急・下野中3, 急・下野中4, 急・犬山寺1, 急・下野中5, 急・陣ノ内1, 急・下野中6, 急・牛川1, 急・牛川2, 急・本落1, 急・本落2, 急・馬場ノ下2, 急・馬場ノ下3, 急・本落3, 急・拂川内4, 急・拂川内5, 急・宮ノ浦2, 急・田頭1及び急・宮ノ浦3
土石流	長島町	土・飲鳥1, 土・タキ下1及び土・平山平1

（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県土木部砂防課及び北薩地域振興局建設部土木建築課出水市駐在機関に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第646号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、次のとおり告示する。

令和6年8月30日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 施行者の名称
鹿児島市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 鹿児島都市計画下水道事業
 - (2) 名称 鹿児島市公共下水道
- 3 事業施行期間
昭和27年9月17日から令和13年3月31日まで（変更前令和7年3月31日まで）
- 4 事業地

(1) 収用の部分

昭和45年3月7日鹿児島県告示第233号の2，昭和46年1月22日鹿児島県告示第66号の2，昭和47年12月6日鹿児島県告示第1357号，昭和52年1月21日鹿児島県告示第71号，昭和53年7月31日鹿児島県告示第903号，昭和53年12月15日鹿児島県告示第1543号，昭和54年11月26日鹿児島県告示第1638号，昭和55年10月27日鹿児島県告示第1549号，昭和58年7月27日鹿児島県告示第1350号，昭和59年7月30日鹿児島県告示第1312号，昭和61年7月30日鹿児島県告示第1345号，昭和62年8月26日鹿児島県告示第1379号，平成3年3月29日鹿児島県告示第874号，平成7年4月7日鹿児島県告示第681号，平成10年11月6日鹿児島県告示第1548号，平成17年2月14日鹿児島県告示第193号，平成20年12月24日鹿児島県告示第1686号，平成22年10月22日鹿児島県告示第1103号，平成26年11月18日鹿児島県告示第1086号，平成29年12月15日鹿児島県告示第1193号及び令和2年1月10日鹿児島県告示第28号の事業地のうち吉野町，伊敷町，伊敷八丁目，永吉三丁目，武岡一丁目，城南町，広木二丁目，広木三丁目及び南新町地内において事業地を変更する。

(2) 使用の部分

変更なし

鹿児島地域振興局告示第3号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により，次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

令和6年8月30日

鹿児島地域振興局長 森哲志

事業所		申請者			指定年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
太陽の里	日置市伊集院町 徳重東平原1693 番地	社会福祉法人緑 風会	日置市伊集院町 郡字杉ヶ迫2075 番地	瀬戸山かよ 子	令和6年 7月1日	就労継続 支援A型

北薩地域振興局告示第13号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により，次のとおり指定障害児通所支援事業者として指定した。

令和6年8月30日

北薩地域振興局長 北菌育子

事業所		申請者			指定年月日	障害児通所支援の種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
わ・を。ん	出水市上鯖渚 1958番地	株式会社桃和	出水市下鯖町 2141番地	百澤 和広	令和6年 8月1日	児童発達 支援・放 課後等デ イサービ ス

大島支庁告示第8号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により，指定障害福祉サービス事業者から次のとおり指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出があった。

令和6年8月30日

大島支庁長 松藤啓介

事業所		指定障害福祉サービス事業者			廃止年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
就労継続支援A型オレンジ	奄美市名瀬浜里町50番地1前島ビル1F	一般社団法人奄美ブラウン	奄美市名瀬朝仁町30番地23	武原純一郎	令和6年8月10日	就労継続支援A型

監査委員公表

監査委員公表第12号

令和6年3月26日付け監査第1145号の監査結果に基づき、令和6年8月8日付け鹿公委会第2号で鹿児島県公安委員会から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、別冊のとおり公表する。

令和6年8月30日

鹿児島県監査委員	松 菌 英 昭
同	大 菌 豊
同	お さ だ 康 秀
同	松 田 浩 孝